

投資信託の利益、納税の仕組み理解を

知らなきや損する

2020年度の所得税の確定申告は、申告会場の混雑回避を図るため申告期限が4月15日までに延長されています。確定申告は1年間に利益や儲けがあれば税金を計算して申告する制度です。

投資信託と納税方法

	年間取引の損益計算	税金の支払い
特定口座(源泉徴収あり)	販売会社	販売会社が源泉徴収
特定口座(源泉徴収なし)	販売会社	投資家が確定申告
一般口座	投資家	投資家が確定申告

2020年は、コロナの影響で株式や投資信託で損失が出た人も、年末にかけて価額が上昇したので利益が出たという人もいるのではないのでしょうか。

投資信託の利益には、「譲渡益」と「分配金」があります。投資信託を売却したときの基準価額と購入した基準価額を比べ、手数料を控除しプラスなら「譲渡益」、マイナスなら「譲渡損」です。

一方分配金は、投資信託の運用実績によって得た利益を投資家の購入(口数)に応じて払い戻すお金のことです。分配金を支払った後の基準価額が、個別元本(購入した基準価額)を上回っていると「普通分配金(利益)」、下回っていると「特別分配金」。個別元本が払い戻されるので利益ではありません。

譲渡益は譲渡所得に分類され、他の所得と分離して計算する「申告分離課税」です。税金は、所得税が15%と住民税5%の合計20%(実際は復興所得税を含め20.315%)で、原則として確定申告が必要ですが、図表のように「特定口座(源泉徴収あり)」を利用すれば確定申告は不要で、販売会社が税金を計算して納めます。

分配金について、投資信託には「株式投資信託」と「公社債投資信託」があり、株式投資信託の普通分配金は配当所得、公社債投資信託は利子所得で、どちらも税金は譲渡益と

同じ20%。分配金の税金は、支払い時に源泉徴収(天引き)されています。

多くの投資家は、取引している金融機関で「特定口座(源泉徴収あり)」を選択しているので、年初に「特定口座年間取引報告書」で税金について報告されます。その際に譲渡損失があれば譲渡益や普通分配金と相殺し、税金が計算され還付される仕組みなので、税金のことは給与の税金と同様で分からないままという人も多いと思います。

ところが、「特定口座(源泉徴収あり)」を選択していてもA金融機関では100万円の利益、B金融機関では50万円の損失という場合、このままでは、Bでの税金はゼロですが、Aでは所得税15万円が源泉徴収されます。しかし、株式や投資信託の譲渡所得の税金では、利益と損失を相殺できるという仕組みがあるので、この場合は確定申告で、Aの利益100万円とBの損失50万円が相殺されます。50万円の所得税は7.5万円。従って、差額の7.5万円が還付されます(ただし注意事項あり)。控除しきれない損失は3年間繰越控除ができますが、確定申告しないと損失は消滅します。詳しくは、税務署などに尋ねてください。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サーティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム相談 …… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライフ1ビル1F] ☎076-232-2038 要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00